

2年に1度の現況報告 1月15日までに保健所へ

保健・医療関係者（医師、薬剤師、看護師等）の方は、法律に基づき2年に1度、従業状況等を届け出ていただくこととされております。

歯科医師は2年に一度、12月31日現在の①住所地②従業地③業務の種別④その他事項——について、厚労相に届け出ることが義務付けられている。2014年は届出年にあたる。所定の届出票に必要事項を記入し、2015年1月15日までに住所地の保健所に提出する。就労していない場合でも届け出る必要がある。

1. 対象及び届出先

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師の免許を有している方：最寄りの保健所
- (2) 保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士で業務に従事している方：従事先を管轄する保健所

2. 届出内容

平成26年12月31日水曜日現在の状況

3. 届出期間

平成27年1月5日月曜日から平成27年1月15日木曜日まで

4. 届出用紙の入手方法

○歯科医師

医師・歯科医師・薬剤師の皆さまに届出のお願い(外部サイト)

<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp141023-04.html>

◆歯科医師届出票([Excel](#):103KB [一太郎](#):119KB [PDF](#):194KB) <[記入例](#) [162KB]>

○歯科衛生士

大阪府歯科衛生士業務従事者届ページ

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=12753>)

◆歯科衛生士届出票【[届出様式（歯科衛生士）](#)】 (Pdfファイル、43KB)